

幸手市シティプロモーション映画制作業務 仕様書

1 件名

幸手市シティプロモーション映画制作業務

2 制作目的

本映画は、幸手市の魅力の発掘並びに認知度及びイメージの向上を図り、青少年の健全育成と地域住民の誇りや愛郷心の醸成に資するとともに、地域資源を活用した観光振興と地域経済の活性化を図るため、幸手市シティプロモーション映画を制作することを目的とする。映画制作に求める特徴や効果としては、次のとおりとする。

- (1) 多くのみなさまに楽しんでいただけるストーリーであること。
- (2) 幸手市の風景や自然・食・文化・民俗・祭り・歴史・人などのブランドイメージを盛り込んだものであること。
- (3) 幸手市シティプロモーション映画製作実行委員会（以下「実行委員会」という）及び幸手市民とともに映画を作り上げ、幸手市内の映画館をはじめ、主要都市の映画館、動画配信サイト、サブスクリプション等で広く公開すること。
- (4) 幸手市のシティプロモーションを効果的に行い、新たな幸手ファンの獲得や幅広い世代の移住・定住促進、地域経済の発展につなげること。
- (5) 幸手らしさを活かしたレシピを開発し、今後の幸手の食や観光の発展につなげること。
- (6) この映画制作を通じ、市民の幸手市へのシビックプライドの醸成を行うとともにまちづくりへの興味や関心の向上につなげること。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

ただし、映画については、令和8年10月31日までに上映すること。それまでに6に定める納品物を納品すること。

4 履行場所

幸手市指定場所

5 業務内容

受託者は、業務の目的等を十分理解し、映画の制作に係るすべての業務を行うものとする。具体的内容は別紙提案書のとおりとする。

(1) 企画・構成

(2) 市民との協働

ア 実行委員会及び、各部会にて、さまざまな意見交換を実施

イ エキストラ出演を目的とした演技ワークショップやオーディションの開催

ウ 高校生や大学生を対象にしたボランティアを組織

エ 映画制作前から映画セミナーや脚本ワークショップの開催

(3) シナリオ・コンテ制作

(4) 取材・資料調査

(5) 撮影

ア 肖像権や著作権について必要な手続き（撮影・編集に限らず納品後の加工、放映（YouTube 等やテレビ局等への提供等も含む。）にあたり、肖像権等にかかる新たな費用を発生させないための事前処理も含む。）

イ 出演者、協力者、設営場所の交渉や許可

ウ 使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用の負担、天候不良などによる再撮影等にかかる経費等も本契約金額に含めること

(6) 編集

撮影した映像の加工、編集、音楽、ナレーション、テロップ等の編集に伴い、完成までに複数回、内容確認や修正等の指示を受けるものとする。

(7) キャスティング

多くの人に認知されている者をキャストイングし、実行委員会の了承を得ること。

(8) 広報

映画の広報に関すること。

(9) 試写会

劇場公開前に幸手市において試写会を実施すること。

(10) 配給

幸手市内の劇場で公開すること。その後、市外への展開・配給など10館以上の上映を計画し実行委員会の了承を得ること。また、動画配信サイト、サブスクリプション等へ展開すること。

(11) その他、前各号に付帯する事項や映画制作にあたり必要と思われる作業等。

6 納品物

(1) DVDディスク10枚程度（盤面印刷も含む）

(2) Blu-ray ディスク2枚程度

(3) 映画予告編データ（YouTube および幸手市のホームページで再生可能な形式）

※令和8年9月30日までに納品すること。また、ディスクの種類や枚数、配信データについては、双方協議の上、調整することができるものとする。

7 著作権等について

(1) 秘密保持

受託者は、本業務の実施にあたり、知り得た機密に属する情報、また、実行委員会や幸手市が提供する資料・データ類および受託業務の内容について、業務を担当

する部署以外の第三者に漏らしてはならない。本委託業務終了後も、同様とする。

(2) 第三者提供の禁止

受託者は、実行委員会が事前に承諾した場合を除き、この契約の履行に伴い知り得た内容を第三者に提供してはならない。

(3) 複写・複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、実行委員会及び幸手市から提供された資料等を実行委員会の許諾なく複写または複製してはならない。

(4) 事故発生時における報告業務

受託者は、業務に関連する事故が発生した場合には、直ちにその報告と対応措置などを実行委員会に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を書面にて行うこと。

(5) 記録媒体名上の情報の消去

受託者は、受託業務遂行のために、受託者が保有する記録媒体（磁気ディスク、磁気テープ、紙等の媒体）上に、個人情報および機密に属する情報等を記録した場合は、業務完了時にすべて消去すること。

(6) 著作権の帰属

著作権については、実行委員会と受託者で協議して決める。ただし、実行委員会、幸手市及び幸手市に關係する団体（幸手市観光協会等）が使用したい場合については、無償でこれを使用することができるものとする。

8 その他

(1) 本業務終了後に、受託者の瑕疵により成果物に不備が見つかった場合は、実行委員会の指示により受託者の負担と責任において速やかに修正等を行うものとする。また、期限までに幸手市内で劇場公開ができなかった場合及び、市外への展開・配給について計画を下回り、実行委員会の了承を得ることが出来なかった場合には委託金を全額返金することとする。

(2) 本仕様書に定めのない事項については、実行委員会と受託者が協議して決定するものとする。